

2018 (平成30) 年度は、こんなことを計画しています！

人権啓発講座

各公民館などで、人権講座を実施予定です。ちょっとのぞいてみませんか。

人権啓発ビデオメッセージ制作

市内小中学校（1校だけ）の児童生徒が人権啓発ビデオメッセージを制作します。宇和島ケーブルテレビさんの協力のもと、放送予定です。

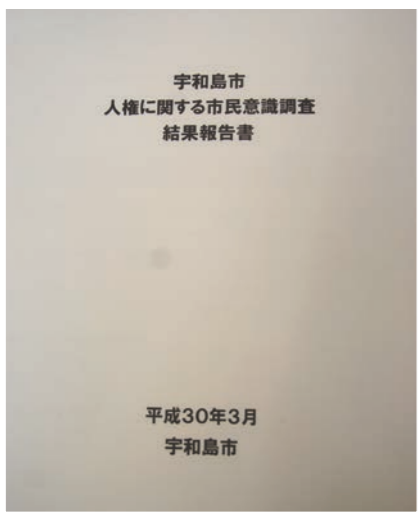
人権をまもる市民の集い

旧1市3町それぞれで、様々な人権問題について、ゲストをお呼びして、講演会やコンサートなどの「人権の集い」を実施しています。是非お気軽にご参加下さい。

部落問題を考えるフォーラム

8月21日（火）午後、コスモスホール三間で開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

「宇和島市人権に関する市民意識調査」について



宇和島市では、5年に一度、「人権に関する市民意識調査」を実施しています。この調査は、市民の皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権に関する取組を充実させるために行うものです。これまで、平成19、24年度に行っており、平成29年度に3回目の調査を行いました。無作為抽出法（くじ引きの要領で選ぶ方法）で2,000人を選び、調査票をお送りさせていただきました。皆さんからいただいた回答を集計し、平成30年3月に報告書ができました。ご協力いただいた皆さん、誠にありがとうございました。報告書は学校や公民館などにも配布し、市として今後の施策に活かしてまいります。

編集後記

「うわじま人権だより」いかがでしたか？人権って、むずかしく、かたくなるしいものと思われるかもしれませんが、誰もが持っている、身近なもので、決してむずかしいものではありません。自分のために、大切な人のために、みんなのために、一緒に考えてみませんか。



じんけん うわじま人権だより

編集／発行 宇和島市教育委員会人権啓発課

住所 宇和島市曙町1番地 電話 0895-49-7034 E-mail jinken@city.uwajima.lg.jp

はじめまして-創刊にあたって-

こんにちは。宇和島市教育委員会人権啓発課です。この度、人権版の広報をお届けすることにしました。この「うわじま人権だより」は、“あなた”のためにあります。人権は、誰もが生まれながらにして持っている、幸せに生きる権利です。お互いに尊重されることが必要です。人権について一緒に考えてみませんか。



市の人権啓発・教育の取組を知っていますか？

宇和島市では、「人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例」を制定し、市民一人ひとりの参加による、差別や偏見のない明るい、住みよい、豊かなまちづくりの実現をめざしています。

人権啓発課は、市役所の7階、教育委員会の中にあります。市内の福祉会館や隣保館も人権啓発課の施設です。以下の①～④以外にも、さまざまな人権教育・啓発に関する事業など行っています。

なにしているの①

公民館や学校、職場などへ人権学習の講師を派遣しています。地域や団体の会合などにも伺うことができます。

なにしているの②

人権の各種講演会や学習会の開催。人権教育・啓発用の本・ビデオ・DVDなどの貸し出しも行っています。

なにしているの③

福祉会館・隣保館では、相談事業、交流イベントや各種講座・教室、貸し館事業などを行っています。ご利用ください。

なにしているの④

人権相談（法務局事業）の窓口です。相談は無料。市役所と吉田・三間・岩松の各公民館で実施しています。詳細は広報にて。

近年“人権関係の法律”ができています

人権関係の法律はたくさんあり、近年だけでも以下のように成立・施行されています。「法整備が必要」ということは「人権課題が社会にある」ということの裏返しといえるのです。

年	法律名
2013 (平成25) 年	「いじめ防止対策推進法」成立 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 成立 (2016年施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立 (2014年施行)
2014 (平成26) 年	「過労死等防止対策推進法」成立・施行
2016 (平成28) 年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法) 成立・施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) 成立・施行

解説 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

● 同和問題 (部落差別) とは？

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階級構造に基づく差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状況を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けている、我が国固有の重大な人権問題です。

● なぜ今、部落差別解消推進法ができたの？

残念ながら、今なお、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別文書が送付されたり、家・土地を購入する際や、結婚・就職の際に、不正に戸籍や住民票を取得する差別事件が起きています。それだけでなく、インターネット上の人権侵害や差別をあおる行為は増え、悪質化しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されません。



悪くしか、差別や偏見

法律のポイント

部落差別は許されない(社会悪)とした
期限立法ではなく恒久法
国及び地方公共団体の責務を明文化

この法律の具現化が大切

「差別しないから、私には関係ない」じゃない
あなたは、差別のある社会を許しますか？
差別のない社会を求めますか？

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の共有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。